

1-1 大気汚染防止法に基づく届出

大気汚染防止法で規定している「水銀排出施設」は表-1のとおりであり、事業者は表-2に掲げるような場合には、該当する届出をするよう規定してあります。

表-1

[大気汚染防止法の水銀排出施設]

項	水銀排出施設
1	大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く）
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの
3	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
4	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛、蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
5	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、24の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第1の3の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
6	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
7	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの
8	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号に掲げる施設であって、火格子面積が2平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）
9	廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ（2）若しくは同令第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第2条第2項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）

表－２ 水銀排出施設に係る各種届出

届出の種類	内容	提出時期
水銀排出施設設置届出 (法第18条の28)	水銀排出施設を新設又は増設しようとするとき	設置の工事着手の日の 61日以上前
水銀排出施設使用届出 (法第18条の29)	保有している施設が水銀排出施設に指定されたとき	水銀排出施設となった 日から30日以内
水銀排出施設の構造等 変更届出(法第18条 の30)	水銀排出施設の構造、使用の方法、処 理の方法を変更しようとするとき	変更の工事着手の日の 61日以上前
水銀排出施設使用廃止 届出(法第18条の3 6(法第11条を準用))	水銀排出施設の使用を廃止したとき	使用を廃止した日から 30日以内
氏名等変更届(法第1 8条の36(法第11 条を準用))	氏名、名称、住所、所在地に変更が あったとき	変更のあった日から 30日以内
承継届出(法第18条 の36(法第12条を 準用))	水銀排出施設を譲り受け若しくは借り 受けたとき、又は相続若しくは合併又 は分割により水銀排出施設を承継した とき	承継の日から30日 以内